



和歌山地方最低賃金審議会専門部会委員の候補者の推薦に関する公示

和歌山労働局一般公示第73号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第25条第4項において準用する同法第23条第1項及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）第6条第4項において準用する同令第3条の規定に基づき、和歌山県鉄鋼業最低賃金の改正決定に係る専門部会の委員を任命したいので、和歌山県の区域内で鉄鋼業（鉄素形材製造業、その他の鉄鋼業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの団体を含む。）は、下記「和歌山地方最低賃金審議会専門部会委員候補者推薦要領」により、それぞれ労働者を代表する委員又は使用者を代表する委員の候補者を推薦されたい。

令和8年9月2日

和歌山労働局長 中山 始

記

和歌山地方最低賃金審議会専門部会委員候補者推薦要領

1 推薦者資格

- (1) 労働者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、和歌山県の区域内で鉄鋼業（鉄素形材製造業、その他の鉄鋼業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）を営む使用者に使用される労働者又はその団体であること。
- (2) 使用者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、和歌山県の区域内で鉄鋼業（鉄素形材製造業、その他の鉄鋼業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）を営む使用者又はその団体であること。

2 候補者資格

候補者は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条の各号のいずれにも該当しないものであること。

3 推薦手続

(1) 推薦の方法

推薦に当たっては、別紙様式の推薦書により、それぞれ推薦すること。また、推薦に当たっては、推薦書に内諾書及び履歴書を添付して提出すること。

(2) 推薦締切期日

令和8年9月14日

(3) 推薦書の提出先

和歌山労働局労働基準部賃金室（和歌山市黒田二丁目3番3号）

別 紙
令和 年 月 日

和歌山労働局長 殿

推薦者(代表)

住 所

氏 名

(団体の場合は所在地、名称、代表者氏名)

和歌山地方最低賃金審議会和歌山県鉄鋼業最低賃金専門部会(労働者代表/使用者代表)委員の候補として下記の者を内諾書添付のうえ推薦します。

記

ふりがな 氏 名	年齢	現職(現在の職業、所属団体、地位を 全て記入すること)	略 歴

別 添

内 諾 書

和歌山労働局長 中山 始 殿

令和 年 月 日

氏名

私は、和歌山地方最低賃金審議会和歌山県鉄鋼業最低賃金専門部会委員に任命されたときは、就任することを内諾します。